

差入れと国賠提起の事情

民事裁判は、争う当事者が双方、弁護士を付ければ対等の力で戦うことが出来るけれども、刑事裁判では「警察」「検察庁」と「被疑者」とは、対等どころか「虎と猫」が対決するほどの力の差がある。

例えば、「弁護士」という組織があつて、被疑者が逮捕された時から、取り調べの進行に対応して連日、多数の弁護士が接見できるといふこと



美和 勇夫

であれば、「自白の強要防止」「黙秘権の行使」など刑事訴訟法の理念も少しは実現に近づくといいものである。

しかし、「現実の刑事弁護の実態」は、連日、民事事件の対応で多忙を極めるスケジュールの中で、ほとんど一人の弁護士が十数分間の接見の

ために時間をやりくりして、やっとの思いで乏しい面会を実現させているのが実情である。

本件では、私(当時、名古屋弁護士会)が担当する三人の被疑者は、長野県の本曾に近い岐阜県中津川警察署・そこから七十キロ離れた岐阜県各務原警察署・さらに十五キロ離れた岐阜県岐阜南警察署といずれも遠く離れた代用監獄に分散留置されておき、この三名に接見を重ねるには一日がかりの行動時間が必要であ

被疑者への文書差入拒否国賠

地裁判決の意義と問題点

わずか十五分間の接見時間では、わずかに十五分間の接見時間では、「自己紹介」「弁護士選任届の説明」「事件の概要聞き取り」をするだけで終わってしまう。

捜査手続の流れ・黙秘権などを説明・理解させることは到底不可能である。

従って私は、第一回接見の際に、「取調を受けるにあたっての心得」「被疑者の人権」「黙秘権」「接見禁止」「捜査官への対応」「調書作成への対応」「調書の訂正申立」「署名・

を取らねたい」と言われ、国賠訴訟を提起したものである。

裁判官の過失認めた判決

私の訴に対して国側の主張は、①文書は弁護士以外の第三者が授受の申し入れをしたと認識していた②一部解除申請時点で被疑者は既に構内を出ていた③然るべき処置を取れと言ったことではない④裁判官はすべて書記官を通じて指示をしていたもので弁護士と直接しゃべった覚えはない

最高裁判理追従は妥当か

国賠法一条一項は、「公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは……」と規定しているに過ぎないのに、最判・昭五十七・三・十二等は、「裁判官の責任が肯定されるのは、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情がある場合に限る」と限定しており、「再審無罪確定」による原審裁判官責任追及等、これまでこの法理でことごとく国賠責任追及を退けてきた。

つた。

従って三名の勾留質問が行われる際に、多治見簡易裁判所(岐阜地裁多治見支部)の構内で三名の接見を求め、かつ「取調を受けるにあたっての心得文書」(B5版九頁)を渡すことができるのは、弁護士にとって絶好のチャンスであった。

指印の拒否」等、具体例を詳しく挙げて説明したオリジナル文書を差し入れることとしている。

その文書の「構内差入れ」を多治見簡易裁判所の裁判官から、「本件は接見禁止がついているから一部解除申請を出さなければ認められない」と不当に拒絶され、差し入れ迅速実現のために、やむなく解除申請を提出したのに、「本日の差入れは、検事の意見書が返ってこないから無理である」「不服があるなら然るべき処置

い⑤文書の内容は、十五分間の接見時間内に十分伝え得る内容であり、弁護士は侵害されていない⑥原告主張が例え全部真実であったとしても、本件は刑訴八一条・刑訴規則三〇条判断の誤りに帰するだけで、国賠法上の違法評価を受けるものではない——というものであった。

本件判決もこの最高裁の法理に追従しているが、果たしてそれが妥当であるか、五名の代理人を付け、五年間も争って認容された慰謝料が、たったの十万円では少ないのではな

論壇

以下其は30年以前と使用されまし——年産士年鑑より

ある」「不服があるなら然るべき処置

件文書の授受の機会を失わせた結果

いかということが、問題点として残る。

(岐阜県弁護士会会員)